

政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

1. 経緯等

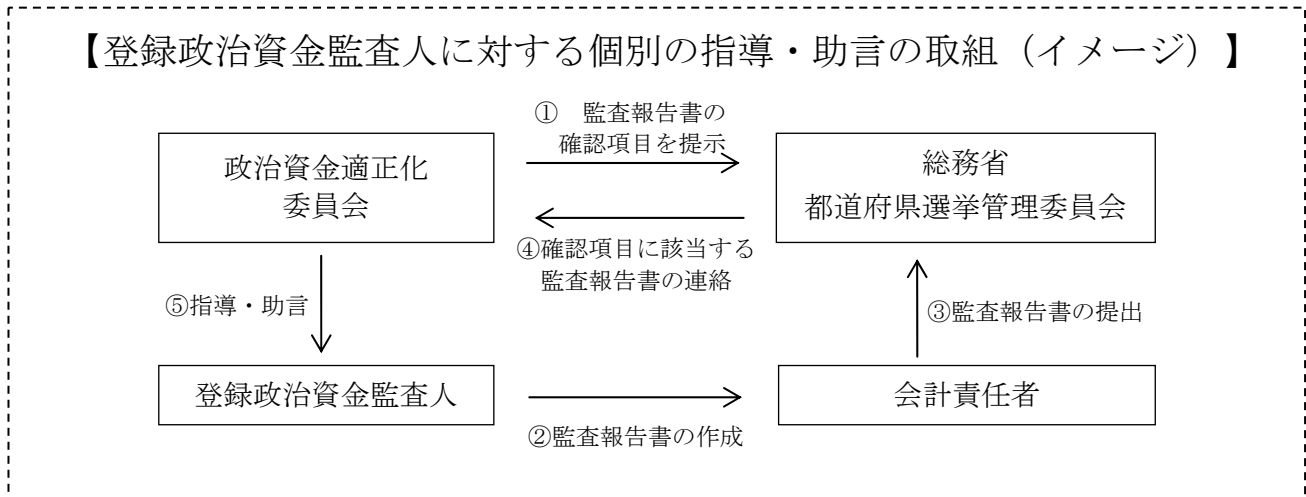
(1) 経緯

収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある収支報告書や政治資金監査報告書が提出されないようにしてほしい」等の要望を受けている。

これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う枠組みを示し、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から具体的な取組を開始することとした。

(2) 個別の指導・助言の取組の概要（平成26年12月第5回委員会決定事項）

個別の指導・助言の取組は、都道府県選管及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うものである。



【確認項目】

「政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの」と、「収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの」とで構成。

【報告を求める範囲】

都道府県選管等において平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について確認し、

- ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものについては、都道府県選管等での形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告。
- イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるものについては、最初の受付時点で該当するものを報告。
- ウ 確認項目以外であっても、個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるものについて報告。

【個別の指導・助言の対象・手法】

- ア 確認項目に関する報告については、すべて個別の指導・助言の対象。
- イ 確認項目以外に関する報告については、委員会において対応を判断。
- ウ 個別の指導・助言は文書によって実施。

【関係士業団体との連携・協力】

当委員会からの直接の指導・助言に加え、関係士業団体に対して、会員である登録政治資金監査人への文書の送付や広報誌等への掲載を依頼。

2. 個別の指導・助言の実施

(1) 個別の指導・助言の実施件数

	個別の指導・助言の対象とした事例	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
確認項目	ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの	0人	0件
	イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合（計算誤り、表間の不突合等）があるもの	1人	1件
	計	1人	1件

注1 上記の実施件数とは、平成27年12月5日以降に都道府県選管等よりなされた報告を審議した結果、今回、個別の指導・助言を実施することとした件数である。

2 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

(参考) 個別の指導・助言の実施件数 (累計)

	個別の指導・助言の対象とした事例	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
確認項目	ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの	0人	0件
	イ 収支報告書(支出に係る分に限る。)上に金額の不整合(計算誤り、表間の不突合等)があるもの	17人	19件 (0.6%)
	計	17人	19件 (0.6%)

注1 上記の実施件数とは、平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告を審議した結果、個別の指導・助言を実施することとした件数である。

2 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

3 比率については、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 (19件)}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成26年分の収支報告書(定期分)の件数 (2,969件)}} \right)$$

(2) 個別の指導・助言の対象

確認項目について報告された上記事例を個別の指導・助言の対象とした。なお、確認項目以外で報告された事例(例えば、「政治資金監査報告書における根拠条文の記載誤り」等)については、確認項目に関する報告の取扱いとのバランス、当委員会としての統一性・公平性、初の取組であること等を勘案し、個別の指導・助言の対象とはしないこととした。ただし、登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対しては、逸脱事例の周知、フォローアップ研修での説明等の取組により、当該事例について注意喚起を図っていく。

(3) 個別の指導・助言の手法

個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人に対して、文書により、「政治資金監査マニュアルでは登録政治資金監査人に対して『収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること』等を求めており、今後は収支報告書上に金額の不整合がないかどうかを確認すること」等について注意喚起した。

3. 確認項目以外に関する報告に係る平成27年分以降の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組における対応方針

（1）個別の指導・助言の対象

収支報告書の金額と領収書等の写しとの金額との不整合など収支報告書の金額に係るものについて都道府県選管等から報告があった場合は、補正の有無にかかわらず、原則として、個別の指導・助言の対象とする。

（2）関係者への周知

ア 収支報告書の金額と領収書等の写しとの金額との不整合など収支報告書の金額に係るものを平成27年分以降の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組において個別の指導・助言の対象とすることについて、登録政治資金監査人に対してあらかじめ十分に周知していく必要がある。

イ 都道府県選管等に対しても、同様の周知を行う。

4. 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

今回の取組の結果については、前回委員会と同様に、以下のような方法により関係者に対して周知を図っていくこととする。

（1）登録政治資金監査人に対する周知

登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対して、個別の指導・助言の対象とした事例を周知

（2）都道府県選管に対する周知

都道府県選管に対して、個別の指導・助言の対象とした事例を情報提供

（3）関係士業団体に対する周知

関係士業団体に対して、会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼

（4）フォローアップ研修における対応

逸脱事例について研修テキストで取り上げ、研修参加者に説明